

江東区土木部における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用

令和 8 年 9 月

江東区土木部

江東区土木部における 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用

1 目的

請負者が安心して、施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することとする。

2 対象工事

江東区土木部において起工する工事

3 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

対象工事においては、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、請負者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、本運用の主旨を踏まえ誠実に協議に応じることとする。

4 別途調達経費

別途調達経費は、次の（１）、（２）、（３）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動するその他経費※１（以下、「その他経費」）、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行わないものとする。

※１「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。）、小器材の消耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

（１）調達検討資材の代替資材を調達した場合

- (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- (3) 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

5 手続き

- (1) 本運用の対象工事である旨を、特記仕様書に記載する。
- (2) 工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は特記仕様書に本運用の対象となることを明示する。既契約工事においては、請負者・発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。
- (3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、請負者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を監督員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- (4) 設計変更に際し、請負者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量及び購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という。）のうち、必要なものの写しを監督員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、請負者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。
- (6) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。請負者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (7) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。
- (8) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (9) 請負者より疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

6 積算方法

- (1) 設計変更を行う対象数量
 - ・ 工事設計内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。
- (2) 設計変更に用いる材料単価
 - ・ 請負者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。

- ・実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の定期刊行物等に掲載されている価格を使用することができる。

(3) 別途調達経費の算出法

- ・別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
- ・(2) で算出した材料単価と設計変更前の積算の材料単価の差額に(1)の対象数量を乗じる。なお、建築工事・建築設備工事においては、材料単価に連動するその他経費も含む。
- ・市場単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初設計時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うことを基本とする。

なお、建築工事・建築設備工事においては、設計変更前の積算の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。

(4) 設計変更のタイミング

- ・設計変更は、精算変更時（既済部分がある場合には、既済部分の精算変更時、指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

7 適用

本運用は、令和8年9月11日以降に工期末を迎える工事に適用する。

なお、請負者が既に購入した調達検討資材についても、協議の上、対象とすることができる。この場合の手続きについては、5(3)の規定にかかわらず、様式2の実施報告書等により協議を行うものとする。ただし、既に区からの支払いが完了しているものについては対象外とする。